

高病原性鳥インフルエンザ 発生予防の緊急消毒!!

【令和4年11月20日～12月31日まで】

道内では家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザが2例発生している他、野鳥でも本病ウイルスの陽性事例が継続して確認されており、道内における本病の発生リスクが極めて高い状況にあるため、全道の100羽以上の家きんを飼養する農場に対し、家畜伝染病予防法に基づき北海道知事から緊急消毒命令が発せられました。

【緊急消毒命令の概要】

- ① 農場に出入りの際、車両を消毒
- ② 農場・畜舎に出入りの際、長靴・資材等を消毒
- ③ 畜舎に出入りする者の手指消毒を消毒



- 必要な消毒薬の一部は北海道から配布します。別途、オホーツク総合振興局又は各市町村から連絡します。
- 緊急消毒を実施しない場合、家畜伝染病予防法に基づき罰則の対象となる場合があります。
- 詳しい情報は北海道庁のホームページに掲載していますので、参考としてください。



北海道網走家畜保健衛生所

電話:(0157)36-0725 休日・時間外:090-1640-9721